3原状回復工事施工目安単価

（物件に応じて、空欄に「対象箇所」、「単位」、「単価(円)」を記入して使用してください。）

対象箇所			単位／単価(税別)
床		フローリング	1ピース（ハギ）以内の補修　40,000円 2ピース（ハギ）以内の補修　80,000円 3ピース（ハギ）以内の補修　120,000円 4ピース（ハギ）以上の補修　150,000円
天井・壁		天井・壁(クロス)	1㎡　1,000円＋養生費＋残材処理費 20㎡以下は下記特約の通りとする
建具・柱		窓（ガラス・枠）　枠はシート材 室内ドア・扉　凹み等は金属パテ焼付塗装 柱	窓枠シート材　基本料金　30,000円 片面　基本料金　30,000円(※詳細下記参照)
設備・その他	共通	業者ハウスクリーニング 鍵の紛失	最低基本料金　25,000円 シリンダー交換含め　25,000円(2シリンダー)
	玄関・廊下		
	台所・キッチン	キッチンの天板等の錆	錆落とし最低料金　15,000円～
	浴室・洗面所・トイレ	浴室のシーリングの黒かび	シーリング打ち直し　最低料金15,000円～
その他		巾木	最低基本料金25,000円 （材料費・工賃・残材処理費・交通費・ 荷揚荷降費・副資材費・諸経費を含む）

※この単価は、あくまでも目安であり、入居時における借主・貸主双方で負担の概算額を認識するためのものです。

※従って、退去時においては、資材の価格や在庫状況の変動、殿損の程度や原状回復施工方法等を考慮して、借主・貸主双方で協議した施工単価で原状回復工事を実施することとなります。

※ドアの補修は、現場から外し工場にて金属パテ、焼付塗装を行うため、脱着・運送・下地処理・塗装等の諸費用が含まれます。

Ⅱ例外としての特約

原状回復に関する費用の一般原則は上記のとおりですが、借主は、例外として、下記の費用については、借主の負担とすることに合意します(ただし、民法第90条並びに消費者契約法第8条、第8条の2、第9条及び第10条に反しない内容に限ります)。

（括弧内は、本来は貸主が負担すべきものである費用を、特別に借主が負担することとする理由。）

- クロスの補修は20㎡以下の場合は、最低基本料金は25,000円を適用する。（材料費・工賃・残材処理費・交通費荷揚荷降費・副資材費を含む）
- 冷蔵庫やテレビ等の電気ヤケは貸主負担となるが、極力壁から離して設置するか、やむを得ず隙間なく置く場合は借主は貸主に申し出をし、貸主が養生板を設置する。
- 業者ハウスクリーニングは借主負担で必ず実施するものとする。

甲　有限会社　東西
代表取締役　　石原　春美　　㊞

乙　　㊞